

平成 30 年 7 月 27 日
101 会議室

平成 30 年第 14 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成30年第14回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成30年7月27日(金)

開会 午後 1時

閉会 午後 2時36分

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長 小 町 邦 彦

教育委員 松 野 登 田 中 健 一

伊 藤 憲 春 佐 伯 雅 斗

署名委員 伊 藤 憲 春

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 栗原 寛

教育総務課長 庄司 康洋

学務課長 浅見 孝男

指導課長 小瀬 和彦

統括指導主事 森保 亮

学校給食課長 南 彰彦

生涯学習推進センター長 五十嵐 誠

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 西上 大助 井田 容子

案 件

1 協議

- (1) 若葉台小学校校章の選定について
- (2) 柏小学校隣接校選択制限の解除について

2 報告

- (1) 教育委員会の点検・評価について
- (2) 姉妹都市・長野県大町市での小・中学校における交流に関する提言について
- (3) 立川市立中学校使用教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について

3 その他

平成30年第14回立川市教育委員会定例会議事日程

平成30年7月27日

101会議室

1 協議

- (1) 若葉台小学校校章の選定について
- (2) 柏小学校隣接校選択制限の解除について

2 報告

- (1) 教育委員会の点検・評価について
- (2) 姉妹都市・長野県大町市での小・中学校における交流に関する提言について
- (3) 立川市立中学校使用教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について

3 その他

◎開会の辞

○小町教育長 ただいまから、平成 30 年第 14 回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員に伊藤委員、お願いいたします。

○伊藤委員 はい。承知いたしました。

○小町教育長 次に議事内容の確認を行います。本日は、協議 2 件、報告 3 件でございます。

その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。栗原教育部長、お願いいたします。

○栗原教育部長 本日の第 14 回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございますが、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、森保統括指導主事、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎協 議

(1) 若葉台小学校校章の選定について

○小町教育長 それでは、1 協議(1)若葉台小学校校章の選定について、を議題といたします。

浅見学務課長、説明をお願いいたします。

○浅見学務課長 若葉台小学校校章の選定について、ご説明いたします。

本協議事項は、本年 5 月 31 日をもって応募を締め切りました若葉台小学校校章案の中から、若葉台小学校にふさわしいものを選定する協議案件でございます。

協議に際しまして、資料として校章デザイン応募者の属性、市内小中学校の校章一覧、及び応募作品一覧、これは応募された 393 作品全てを応募順に掲載してございます。以上の 3 点をご用意させていただきました。

なお、本年 5 月 31 日に開催された第 10 回教育委員会定例会において承認されました立川市若葉台小学校校歌の歌詞及び校章選定要領に基づき、本年 7 月 10 日に開催した立川市新学校設立検討委員会において校章の選定について協議をした結果、若葉台小学校の校章としてふさわしいものとの意見をいただいた 13 作品については、番号にピンクのマーカーで印をつけてございます。

立川市若葉台小学校校歌の歌詞及び校章選定要領の規定においては、校章デザインの選定方法として、同委員会が意見を付して教育委員会に提出し、教育委員会が作品の中から 1 作品を選定すると定めております。

なお、決定につきましては、8 月 9 日に開催する第 15 回教育委員会定例会においても協議をしていただき、本日は選定をしていくにあたっての視点や思いについてお示ししていただきたく協議案件として提出させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私からは、今の浅見学務課長の説明を受けて、何点か申し上げたいと思います。

1つは感想でございます。このたび、若葉台小学校校章デザイン応募作品として全体で393点の作品が寄せられました。改めて応募作品を寄せられた方々に心から御礼を申し上げます。

どの作品も二つの学校の伝統を重視したり、元気な子どもたちを表現したり、力強くロゴ化したり、様々な創意工夫が凝らされておりました。また、若葉小とけやき台小の友情や絆、伝統の輪をシンプルにデザインされた作品も多く見られました。さらに、立川の川を波のイメージで書き、3本の帆として未来に向かって進んでゆく作品も見られました。改めて、応募された方々の若葉台小学校への大きな期待を作品の中から実感いたしました。心から御礼を申し上げます。

その上で、一般的に日本の学校で使用される校章については大抵、1つは、学校の由緒沿革、2点目が校訓校是、3点目が周囲の環境や気象条件、こういうものを織り込んだ意匠が比較的多いですね。つまり、学校がシンボルとして定めた動植物であったり、ものであったり、校名の文字を図案化したものが比較的多いと思います。

その上で、私としては意見を申し上げたいと思います。今回、393点の校章デザインの中から、採用するにあたって3つの観点から考慮していきたいと考えております。

1つ目です。若葉台小学校の校歌との関連を重視したいということでございます。第13回定例会で決定をみた校歌には、絆を深め合う学校、夢に向かって協力し笑顔になれる学校、さらに、双葉が大きく育つ未来性のある学校を校歌に盛り込んだ作品が採用されました。この精神を是非、考慮していきたいと考えております。

2つ目です。若葉台小学校の教育目標を重視した上で、両校の協調性を表現し、希望に燃えた力強く発展する未来性をイメージした作品を考慮したいと考えております。

最後でございます。地域の歴史、地域のゆかりにつながる地域と一体化したものを図案化した作品を考慮していきたいと考えているところでございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 田中委員が既に私の言いたいことを言われていたので、重複になるかもしれませんが。まず第1に393点の応募、これは本当にうれしいことだと思います。これだけの気持ち、熱意を表わせるというのは若葉台にとってもいいスタートが切れると思いました。

さて、この選定にあたって私が一番考えることは、検討委員会の中で様々な検討がされてきている、このことをやはり尊重したいと思います。

2点目には、若葉台小、いわゆる開校の理念であるとか、あるいは校歌に込められた願いであるとか、こういったものとの関連性をイメージできるようなデザインがよかろうと思っております。

3点目には、これやがて校旗となったり学校の旗になったり、そしてまた演台のデザインになったりいたしますので、そういったこととの関係でも扱いやすい、そういったものができればいいと思います。

そして資料として市内の小中学校の校章一覧を見ながら、少し斬新なものでもいいのかなという気がいたします。もうちょっと新たな学校のスタートをイメージアップができるようなデザインがいいかなと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 私もずうっとこの校章の欄を見ておりまして、子どもたちが自分の学校の校章って、あっ格好いいなとか、素敵だな、きれいだな、その校章に興味が出てくるようなものを選んであげられたらすごくいいなと考えながら見ています。

全ての校章一覧を見ていても、似通ったものもありますが個性がどの学校にも出ておりますので、若葉台の未来へ向かってということで少し未来的な発想を取り入れながら、伝統と未来というものを融合したようなデザインのものが選べたらいいかなと思って今、検討をさせていただいているところです。いずれにしても、検討委員会のご意見を十分重視した上で、選定を進めさせていただけたらと思っております。

○小町教育長 私からも述べさせていただきます。

作品数としては393点応募があったということでございます。特に各委員からご発言がございましたとおり、第九中学校と若葉台小学校から多くの作品が寄せられたという、とてもうれしいなと思っています。2つの小学校を閉校して、1つ新しい小学校を開校したということで、それぞれの子どもたちはいろいろな思い、不安もありましょうし夢や希望もありましょうし、そういったものをしっかりと子どもなりに受け止めながら、一生懸命、毎日勉学に励んでいるところでございます。

特に九中の生徒にとりましては、ある意味、自分たちが卒業した母校が閉校したということでございます。ただ、それをマイナスに捉えるのではなく、それを一つのきっかけにして新しい校章づくりに九中の生徒が多く参加してくれたことが何より私はうれしいなと思っています。そんな思いをしっかりと受け止めながら、最終的には校章を決めていきたいというのが1点でございます。

ほかの委員もおっしゃっていたとおり、校章となりますと様々な機会ですそれを活用する。例えばカラーで校旗に刺繍をする場合もありましょうし、また、ものによってはカラーではなくて白黒で使う場合もあるわけです。それぞれ使い方が多様になりますので、そういった使い方に堪えうるデザインがいいかなと思っています。それは何かというと、市内の学校の校章を押し並べて見てみますと、やはりシンプルさが根底には流れているのかなと思っています。このシンプルさというのは今申し上げたとおり、特色の色が反映されないと意味が分からないということになってしまいますと、結果的には校章にならないということもあり得ますので、そういった意味でいうと、デザインがシンプルなほうがいろいろな場面で多様に使えるのかなというところが2点目でございます。

3点目は、校歌もそうだったのですが、校歌の場合は補作ということで若干そういう手を加えさせていただくということで、校章に関しましてもデザインという後々様々な場面で活用するということがございますので、デザイン的な検討も必要かなと思っていますの

で、そういったものも含めまして最終的な決定の方向性を次回、見い出せばよろしいのかと思っています。

デザイン性であるとかシンプル性であるとか、それから子どもたちの思いが形に表れるもの、そんな視点で最終的には教育委員会決定をしまいたいと考えております。本日はこの程度に留めさせていただきまして、具体的な案に関しましては次回以降ということで、具体的に絞り込みをしながら決定をしまいたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。協議(1)若葉台小学校校章の選定について、は資料を本日受け取ったということで、具体的な検討は次回ということで、その内容でご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ではその方向で次回以降決定という形にしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

◎協 議

(2) 柏小学校隣接校選択制限の解除について

○小町教育長 続きまして、協議(2)柏小学校隣接校選択制限の解除について、を議題といたします。

浅見学務課長、説明をお願いいたします。

○浅見学務課長 柏小学校隣接校選択制限の解除について、ご説明いたします。

市立柏小学校は、「立川市立学校の指定校変更等の取扱いに関する要綱」第2条1号において規定する指定校変更の要件、就学を希望する立川市立学校の施設、設備、学級状況等に応じ、受入れ可能な児童数・生徒数の範囲内であること、という基準、特に教室数が足りなくなり児童の受入れが困難となる見込みであったため、平成27年度から既に兄または姉が在学している場合を除き、新入学児童及び転入・転居児童を隣接校から受け入れることを停止してまいりました。

資料1ページをご覧ください。

来年度以降の学区内の未就学児童数を調査いたしましたところ、2 柏小学校の児童数の現状と今後の見込み、のとおり平成31年度以降は緩やかに児童数が減少していくことが予測されました。平成31年度以降は教室が確保できる見込みであるため、柏小学校における隣接校選択制限を平成31年度入学・転入・転居児童から解除し、住所地から柏小学校までの距離が指定校より近い場合は「立川市立学校の通学区域等に関する規則」第5条及び「立川市立学校の指定校変更等の取扱いに関する要綱」第2条に基づく指定校変更を認めたいと存じます。

なお、保護者等への周知につきましては、市広報、ホームページにおける案内、また、8月上旬に発送する新入学児童保護者宛に個別に郵送する指定校変更のご案内において、個別

に周知を図りたいと存じます。

以上で説明を終わります。ご協議をよろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私から質問を2点させていただいた上で、私の意見を申し上げたいと思います。

まず質問の1点目でございます。確認のために「立川市立学校の通学区域等に関する規則」第5条及び「立川市立学校の指定校変更等の取扱いに関する要綱」第2条、この内容についてはどのような内容になっていますかという質問でございます。

2点目の質問です。今後、柏小学校と同様のケースがあった場合は、同様の隣接校選択制限の解除の対象となりますか。それとも柏小学校のみの隣接校選択制限の解除となるのかという質問でございます。以上2点です。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 浅見学務課長、お願いします。

○浅見学務課長 1点目のご質問です。「立川市立学校の通学区域等に関する規則」第5条及び「立川市立学校の指定校変更等の取扱いに関する要綱」第2条の内容についてのご質問でございます。

立川市では通学区域につきましては学区を基本としております。その学区に関する必要な事項を定めたものが「立川市立学校の通学区域等に関する規則」でございます。この第5条の中においては、この例外規定として、教育委員会に申出があった場合には、就学すべき市立学校が変更できるという規定を設けてございます。

この規定を受けまして定めた要綱が「立川市立学校の指定校変更等の取扱いに関する要綱」でございます。この第2条において個別の要件を定めております。例えば隣接校の希望制度、兄弟姉妹関係、さらには中学校の入学者に限定するものですが、部活動の有無に関する指定校変更、また、いじめや不登校等、学校生活に起因する場合の特別な措置としての教育的配慮による場合などの個別の要件を定めております。

さらに、この指定校変更の申請としての要件といたしましては、保護者の責任において登下校の安全を図ること、自転車による通学を行わない等のことを定めているのが指定校変更の取扱いに関する要件でございます。

2点目のご質問です。柏小学校が今回、指定校変更の解除をご協議いただいておりますが、今後、同様のケースがあった場合にはどのように対応するのかというご質問でございます。現在立川市では、小学校においては柏小以外では一小、二小、五小、西砂小、若葉台小学校が教室数が足りなくなる見込みのため、隣接校による受入れを制限しております。中学校につきましては、立川第五中学校が隣接校等の指定校変更の取扱いについて制限をかけております。今後も未就学児童または小学校の児童数等を勘案して、教室数、設備等が足りる場合には、また教育委員会に協議案件として提出させていただきまして、お諮りをしたいと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ただいま浅見学務課長から条文の内容の説明、丁寧なご回答をいただきました。

また併せて、柏小と同様のケースがあった場合の対応についても説明がございました。私のほうで今の説明を受けまして、「立川市立学校の通学区域等に関する規則」第5条及び「立川市立学校の指定校変更等の取扱いに関する要綱」第2条に基づく指定校変更を承認したいと考えております。

理由としては、今、浅見学務課長からお話があったわけですが、私は別な観点から申し上げたいと思います。それは、今の条文を踏まえた上で、平成31年度以降は児童数が減少の見込みになっております。ちなみに、平成27年度隣接校選択制度、停止前の平成26年4月1日現在の柏小学校の隣接校からの受入児童数は、私の記録から確か、九小から4名、十小から19名、幸小から2名で合計25名の児童が柏小においてになっている、そういう記録があります。当時、児童数は確か617名で19学級であったと思います。そのために教室等の確保のために、教育委員会事務局としては環境整備に苦慮されたと記憶しております。翌年の「平成27年度隣接校選択制度」を停止した結果、児童数が620名で18学級に落ち着き、円滑な学校経営ができたと当時の関係者から伺っております。

したがって、柏小学校の今後の7年間の児童数の推移を見ると、児童数が580名から489名、学級数は18学級から16学級に減少傾向にあると予想されますので、改めて柏小学校隣接校選択制限の解除については、承認したいと思います。よろしくをお願いします。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 提案ありがとうございます。私は状況の変化に対応できる措置で、これはとてもいいなというふうに受け止めております。

そして質問ですけど、今まで他校区へ通っていた子どもたちはどの程度いるのでしょうか。第2の質問は、そういう子どもたちの受入については、2ページの(3)に書いてありますが、受け入れ枠を超える希望がある場合、希望者の中から抽選でとありますが、これはやはり児童や保護者の意向を大事にする、このようなことを基本として進めていくのでしょうか、この2点の質問をしたいと思います、いかがでしょうか。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 まず1点目の質問です。他校区へというご質問ですが、資料をご覧ください。

2枚目に地図を載せております。先ほど田中委員からもご紹介いただきましたとおり、かつて距離による指定校変更をやっているときには第十小学校の新入学の児童が圧倒的でした。ご紹介がありましたとおり、最後の年である平成26年度につきましては、25名の選択をした児童のうち19名が第十小学校の学区のお子さんです。これは地図で、手書きで恐縮ですが点線で打っている所、ここは第十小学校の学区ですが、この学区のお子さんが距離が近い柏小を選んでおりました。ですので他校区にということではなくて、このお子さんがほとんど学区である第十小学校に通っていると推測されます。

なお、第九小学校、幸小学校のごく少数の児童がおりますが、この小学校それぞれ枠でく

くっておりますが、学区よりも近い場合の住所地というのはごく限られておりまして、やはり自分の学区のほうがいいですという、近いという現状がありますので、立川市の場合は、ご案内のとおり自由選択制を採用しておりませんので、基本、学区の学校に行っておられるというところでございます。

2点目の抽選についてです。今のところ隣接校の制限等、平成23年度の入学者からこの市立学校の指定校変更については、自由選択制には至らないですけれども一定の要件がある場合には選択ができるという制度を取り入れております。この平成23年度の制度以来、今まで抽選をしたことはございません。万が一抽選になるような場合には、また対応については慎重に検討していき、なるべく抽選にならないようにはしたいという思いはございます。

○小町教育長 松野委員。

○松野委員 せっかくのこういう措置ですから、やはり安心して、みんな納得のいくようなそういう通学路の変更ができればと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。佐伯委員。

○佐伯委員 私から1点お尋ねしたいのですが、通学路に関しては、これは先ほどは保護者がというようなお話もありましたが、学校側が指定してここを通ってくるようにというふうに決めるのでしょうか。また、人数が少ないですから、その場合、お一人ずつの通学路に例えばなってしまうのか。また、通学路の点検については、学区の学校が行うのか、または通ってくるほうの学校が行うのか、その辺りはお決まりになっておりますでしょうか。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 通学路についてでございます。基本的に学校が通学路というものを定めておりますが、中には通学路から外れた家などがある場合もございます。基本的に通学路を通って行くこととなりますが、指定校変更等の取扱いに関する要綱の中では、通学路等、登下校の安全についても保護者に了解を求めている条文がございます。それは先ほど田中委員からご質問がありました立川市立学校の指定校変更等の取扱いに関する要綱の第2条2号の中で、次に掲げる事項等については、当該保護者が承諾していること、という条文がありまして、このアにおいては、保護者の責任において児童又は生徒の登下校の安全を期すること、と定めております。

ですので、指定校変更をして学区でない学校を選ぶ場合には、基本的には保護者が責任をもってくださいということで、保護者の了解ということを求めています。これは申請書にはその旨書いておりまして、突き放すわけではないですけれども、やはり学区外から来る場合には、通学の登下校については十分に気を付けてくださいという配慮を求めているというところでございます。

○小町教育長 栗原教育部長。

○栗原教育部長 通学路ですけれども、基本的には今、浅見学務課長が申し上げたとおり、柏小であれば柏小学区内の通学路の指定ということになるので、学区域外の所の定めということにはなりません、いずれにしろ柏小学校の通学路に接続するような形で児童が安全な所

を通過して来ていただきたいというふうな学校は指導すると思います。ちなみに、柏小学校の真ん中を走っているのは平成新道でございます、これは両側に割と幅員の広い歩道もございますので、これが今の砂川町五丁目とか六丁目の所につながっておりますので、ここにうまく出るような形で、それとか周囲の交通事情を勘案した中で、保護者のほうにある程度そこに行き着く道を選んでいただいた中で、安全対策というのをやっていきたいと考えております。

○小町教育長 佐伯委員。

○佐伯委員 いずれにしても、保護者にお任せするにしても、保護者の視点だけで小さな道から大きな道につながる出入口の、例えば花壇一つうまく整地がされていないとか、そういったことを学区の先生も含め、また、もともとの登校する学区だった先生、新しい学校の先生相互が気を付けていただいて、点検の時にそこは皆さん回らないかもしれませんが、その不備がないように進めていただけたらと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。協議(2) 柏小学校隣接校選択制限の解除について、は承認することにご異議ございませんか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、協議(2) 柏小学校隣接校選択制限の解除について、は承認されました。今出ました交通の安全に対しましては、くれぐれも両校の空白にならない、連絡を密にして安全確保に努めていただければと思います。よろしくお願いいたします。

◎報 告

(1) 教育委員会の点検・評価について

○小町教育長 続きまして2 報告(1)教育委員会の点検・評価について、を議題といたします。庄司教育総務課長、説明をお願いいたします。

○庄司教育総務課長 それでは教育総務課から、教育委員会の点検・評価について、ご報告いたします。

今まで協議ということをお願いしておりましたが、今回は外部評価委員お三方の評価がまとまったということで、その報告でございます。

それでは、この外部評価委員の評価でございますが、第12 回教育委員会定例会におきまして外部評価委員の方のご承認をいただきまして、事務局で評価をお願いしておりました。

まず、教育委員会活動6 活動と第2 次学校教育振興基本計画9 施策につきましては、玉川大学教育学部教育学科教授、教育学部長の寺本潔委員、第5 次生涯学習推進計画3 施策につきましては、東京農工大学大学院農学研究院教授の朝岡幸彦委員、第2 次図書館基本計画3 施策と第3 次子ども読書活動推進計画4 施策につきましては、千葉経済大学短期大学部ビジ

ネスライフ学科教授の齊藤誠一委員に評価をお願いいたしました。

時間の関係上、個々に説明をいたしません、お三方ともほかの自治体の教育委員会点検・評価の実績も多数ございます。適確な評価をいただいたと思っております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

説明に基づきまして、これより質疑に移ります。ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 非常にしっかりとまとまっております。まず最初に私から、外部評価委員の寺本先生、朝岡先生、齊藤先生それぞれの評価のコメントを拝見いたしました。先生方が長い間、外部評価委員をされ、なおかつ立川の教育に熟知されておられます。そのために昨年度と比較して、より質の高いコメントと高い評価をくださっていることに御礼を申し上げたいと思います。また、外部評価委員の先生方がこのような適切なコメントを寄せてくださった背景なり、要因については、事務局の方々の丁寧なご説明があったものと感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

その上で私から、少しばかり理解を深めていきたいという思いから5点ほど質問をさせていただきます。

質問にあたって、外部評価委員の先生方からの大変示唆に富む建設的で適切なコメントについては、事務局の方々が今後それぞれの部署で参考にしたり、あるいは取組の中で活かしたりしていただきたいと願っております。その上で私のほうからは、コメントを寄せてくださった先生方の意見等について、分かる範囲で教えていただければありがたいと思って、5点質問させていただきます。

まず1点目です。26ページをご覧ください。施策5「学校運営の充実」、4外部評価委員のコメントの中で、「ゲームに時間を割かれ、読書時間は低迷している」として、その解決策として、「家庭や地域社会をあげて市政や都政全体として取り組まなければならない問題である」とコメントを寄せておられますが、ここで具体的な取組の内容や方法について、何かお話がございましたか、というのが1点でございます。

2点目は42ページ、施策11「市民ニーズに合わせた生涯学習情報の提供」です。この中で評価のコメントとして「市民の情報を活用する工夫も必要である。また、「ダブルチェック」も形式的にならず、業務量を増やさないような工夫が必要である」というコメントを寄せておられます。ここで具体的な工夫の方法など説明がございましたか。

3点目は、44ページ、施策12「地域人材と学習施設の有効活用」でございます。このコメントについては「市民の活動・学習を支援する独自の役割を持つことにも注意する必要がある」と大事なコメントが寄せられていますが、ここで「独自の役割」について具体的な説明はあったのでしょうかということでございます。

4点目です。50ページ、施策13「資料収集方針に基づいた計画的な蔵書構成」でございます。ここでのコメントについては「一自治体で保存環境を保つのは難しい状況であり、広域

的な共同保存を実現するために都立図書館への働きかけも必要であろう」とのコメントをお寄せいただいているわけですが、ここでは具体的な都立図書館への働きかけの内容であったり方法について、説明はあったのでしょうか。

5 点目です。60 ページをご覧ください。施策 17「学校と学校図書館の取組」でございます。コメントとしては、「文部科学省の『学校図書館図書標準』を満たしていない」と記載してございます。その上で、この学校図書館図書標準の内容の概要はどのようになっていますか。また、当市の小中学校 28 校の中で標準を満たしていない学校は何校ございますかという質問です。以上 5 点について、質問を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 庄司教育総務課長。

○庄司教育総務課長 最初に私から、外部評価委員の方との調整をしておりますので、お答えいたします。まずこの評価、意図というところの確認でございますけれども、実はできておりません。中身につきましては、明らかに分からない所につきましては担当のほうで確認をしてやり取りをしましたが、今の段階では、ご質問いただいたような部分につきましては、確認はとれておりません。

というのは、やはり各委員の方々が非常に多忙であることもありますし、大変短い時間の中で評価をしていただいたということがございます。また、外部評価委員さん、ご経験がございました。経験の中での蓄積がございましたので、お三方、6 年、7 年、10 年とやっている委員がいっぱいいます。また私ども、資料も、今回の点検・評価以外に立川の教育であるとか、今まで教育委員会定例会に提出させていただいた資料などをまとめてお送りして、分からない場合は是非聞いてくださいという形でやり取りもしております。そして今回、時間がなくて、今ご質問いただいた内容につきましては確認ができていないのが正直なところでございます。

そういう状況ではございますが、今ご質問いただいたところに関しまして、事務局の中で、それぞれ出席している担当の課長でお答えできる範囲内でお答えさせていただきますが、よろしいでしょうか。

では、順次お答えさせていただきます。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 それでは 26 ページの施策 5 学校運営の充実のところの質問で、「家庭や地域社会をあげて市政や都政全体として取り組まなければならない問題である」という質問であります。これにつきましては、まず家庭や地域の問題でございます。現在、学校におきましては、地域での読み聞かせのボランティアが学校に赴きまして読み聞かせを実施しております。そうしたボランティアを活用した読み聞かせの時間をどう確保していくかということが 1 つの課題でありまして、市としても十分それは取り組まなければならないと感じております。

もう 1 点が、新しい取組としまして、今年度より図書館のほうで読書ノートを作成いたしまして、年度当初に小学校 1 年生、夏休み前に 2 年生から 6 年生、また中学校 1 年生から 3

年生、児童・生徒全員に読書ノートを配布しました。これにつきましては読書時間の確保、積極的に読書をすすめるということで、図書館、学校図書館並びにそうした関係団体と連携しまして読書時間をとっている取組をしたところであります。これが大きな成果であります。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 補足でございます。26 ページで、「現代っ子は、スマホやタブレットの普及に伴いゲームに時間を割かれ、読書時間は低迷している」とありますが、これは一般論であるかと捉えております。というのは、タブレット、スマホの時間のグラフがないということ、それから読書活動の充実、平成 27 年度、28 年度、29 年度を見ていくと、決して減っているわけではないです。それを読み取ることができます。むしろ全く読まないというのは割合は減ってございます。

○小町教育長 五十嵐生涯学習推進センター長。

○五十嵐生涯学習推進センター長 私からは 42 ページの施策 11 の評価の後段のところ、市民の情報を活用する工夫、それからまたダブルチェックも形式的にならず、業務量を増やさなような工夫ということで、その具体的な内容につきましては、私どもこの評価をいただきまして、この文面から、まず 1 つ目の市民の情報を活用する工夫というところでは、この前に SNS によるということで書かれておりますので、こちらはいわゆる情報の相互通信というのでしょうか、相互に共有できるというツールでございますので、今の私どもは一方的にこちらから私どもの持っている情報を出すだけではなく、そういったツールをうまく使って市民の例えば情報とかニーズというのをもっと把握するようにと、そういう意味に捉えております。

それから、ダブルチェックのところですが、これは業務量を増やさないということで、実際にダブルチェックという作業は一つ増えるわけではございますけれども、形式的にならずにきちっとダブルチェックする意義を認識した上で間違いをなくそう、それが最終的にその間違いがなければ業務量を増やすことにはならないという捉え方をしております。

また、44 ページの施策 12 のところでございます。最初のほうが、学社一体について社会教育と生涯学習事業が学校支援・家庭支援にとどまらない、と書いてございます。私ども社会教育、生涯学習のほうは、学校支援も一つには地域づくりにおいても非常に大事なことでございますが、それよりもっと大きな意味で生涯学習の本来の意義をきちっと捉えて、市民の活動、学習を支援するというそのことをきちんと認識していく必要があるというふうな意味合いで捉えております。

○小町教育長 浅見学務課長。

○浅見学務課長 学務課からは 60 ページ、学校と学校図書館の取組について、これの中で学校図書館図書標準についての概要、もう 1 つが立川市の標準を満たしていない学校数についてお答えをさせていただきます。

まず、学校図書館図書標準というものにつきましては、文部科学省から早見表ということで表がございます。この中で学級数が 1 学級から 30 学級においてそれぞれ蔵書の冊数につい

て示されております。例えば小学校の場合、12 学級ですと 7,960 冊です。これがちなみに 1 クラスについて 13 学級になった場合は 8,360 ということで、1 学級増えると 400 冊増えるというようにそれぞれ示しております。中学校の場合ですと例えば学級数が 9 学級の場合 9,040 冊、これが 1 クラス増えて 10 学級になりますと 9,600 冊ということで 560 冊が増えるということになります。このように具体的に数字が示されているものでございます。

なお、立川市の未達成校でございますが、最新の数字が平成 30 年 3 月末現在、平成 29 年度末のものでございますが、小学校は 20 校ございましたが、未達成校は 7 校、中学校は 9 校のうち未達成校は 2 校でございます。

○小町教育長 池田図書館長。

○池田図書館長 それでは図書館から 50 ページ、施策 13 資料収集方針に基づいた計画的な蔵書構成、この中で、一自治体で保存環境を保つのは難しい状況であり、広域的な共同保存を実現するために都立図書館への働きかけも必要であろう、ということの意味でございます。これにつきましては、現在、多摩地域では最後の 2 冊にならないようお互い多摩地域の公立図書館が協力しまして、除籍予定の資料につきましては検索システム等使用しまして、この 2 冊を確保するようにいたしております。

ただ、この取組につきましては自治体間、いろいろ蔵書保存庫の規模がありまして、どの自治体も余裕がございません。最後の保管となりますと非常に苦勞が多いということは私も実感しております。そういった関係でとりまとめてあります都立図書館にこの本の保存を求めるということを働きかけていますけれども、都立図書館は有期保存 30 年間で、30 年間以上は保存しないというスタンスをとっておりまして、もちろん貴重な本とか重要な本は保存してありますけれども、何が何でも 30 年間本を保存するという指針を持っておりませんので、多摩地区のほうでこの 2 冊をどうして残すかということが課題となっております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ただいま事務局のそれぞれの方々から丁寧なご説明がありました。ありがとうございます。ただ、私があえて申し上げたいのは、この教育委員会点検・評価については、ご承知のように議会でこれを公開されますし、市民の皆さんに公開されるわけですね。そういう中で外部評価委員のコメントについて、多忙であったとか、あるいは時間がなかったとか、あるいは長い間この外部評価の委員に携わっているとかということでは通らないのではないかと、私はそう思います。

したがって、多忙であっても、コメントを具体的に押さえて、今後の方向性に活かしていくのが筋ではないかと思しますので、同じようにこれから、多忙であったとか、あるいは短い時間であったとか、そういうことがないようにお願い申し上げます。

○小町教育長 今の点に関しましては、最終形を整えまして、田中委員おっしゃるとおり議会報告もございますので、整える、ワンクッション入れる中で、ご質問の中で明確でない部分は外部評価委員に確認するという作業はとっていきたいと思っています。若干、事実の捉え方の角度が違うかなと私自身も読んだところ、2 点ばかりございますので、それを含めて最

終の整えをさせていただければと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。松野委員。

○松野委員 そういった課題もありますけれど、どうも第三者の評価というのは、普段我々、中では気が付かない、分からない部分をきちんと指摘をされなかつ改善点も、これはやはりこの第三者の評価を活かした取組をしなければいけないですね、これをスタートに。是非、進めていければなと思いました。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 田中委員に指摘していただいて、私の中で何となくもやもやしているところもきちっと表現していただいたのではないかと、改めてお礼申し上げます。

私としては1点だけ、24ページの特別支援教育の推進という項目で、立川市で行われている細かい取組も評価してくださって、「S評価に近いA評価と言える」と言っていただいたのは、とてもうれしく感じました。

○小町教育長 ほか、ございますか。

「ありません」との声あり

○小町教育長 では、ないようでございます。これで報告(1)教育委員会の点検・評価について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 姉妹都市・長野県大町市での小・中学校における交流に関する提言について

○小町教育長 続きまして、2 報告(2)姉妹都市・長野県大町市での小・中学校における交流に関する提言について、を議題といたします。

小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 森保統括指導主事より、説明をさせていただきます。

○森保統括指導主事 それでは、報告(2)姉妹都市・長野県大町市での小・中学校における交流に関する提言について、報告いたします。

A4 両面資料をご覧ください。指導課では、姉妹都市である長野県大町市との交流活動として、毎年7月に中学生によるサミットを行っています。今年度も去る7月14日、15日の2日間、立川市を会場として大町市の中学生をお迎えし、立川市の中学生と立川の魅力について英語による発表会を開催いたしました。佐伯委員におかれましては、生徒たちの入浴に関するご支援や発表会にご出席いただきました。ありがとうございました。

指導課といたしましては、中学生交流に止まらず市内の児童・生徒に姉妹都市に対する理解を深めていくことが重要であると捉えており、平成28年度から市内小中学校の代表教員を集め、大町市交流推進検討委員会を開催しております。昨年度は、推進の方向性をより明確にするためにPTA役員の方々もまじえて4回の検討委員会を開催いたしました。その検討の結果を提言としてまとめ、7月3日に担当校長である上砂川小学校・神田校長、立川第一中学校・唐亀校長から小町教育長へ手渡されました。

提言のポイントとして3点ございます。

1点目は、小学校において交流の取組を無理なく始めていくことです。例えば、3年生の社会科等で地域学習を行う際、立川市と大町市の特徴が分かるよう、学んだことをそれぞれのリーフレットにまとめ送付するといったことが挙げられております。

2点目は、教職員間やPTAの交流についてです。学校だよりやPTAの広報誌等を送付し合うことなどが挙げられております。

3点目は、中学校における交流の推進についてです。現在行っております姉妹都市サミットを発展させ、3年後、平成33年度を目途として大町市民との交流や自然学習も視野に入れ夏季また冬季における移動教室を全校で実施することが挙げられています。

これらの提言を受け、今年度の推進委員会ではA3判の資料でお示ししておりますように、これらの提言の実現に向け活動を始めたところでございます。小学校では大町市との交流の実現に向けた取組の検討、中学校では移動教室全校実施に向け課題を整理しているところでございます。そして来月30日でございますが、本推進委員会において、大町市に実際に視察に行き、今後の交流について現地の教員と協議を行う予定となっております。

以上で本提言における報告の説明とさせていただきます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今説明をいただいた立川市小中学校における大町市との交流の推進、これまでの積み重ねの上でさらに質の高いというか内容の濃い検討をされていることに敬意を表したいと思います。とりわけ交流に対する提言についても具体的に示されています。今後この交流の推進が一層向上するよう心から期待しております。よろしくお願いいたします。

なお、この結果として平成33年度、全校で大町における体験学習を実施と、中学校の場合はここまで具体的に進めていくわけですが、小学校の場合は現在取り組んでいるものをさらに質を高めながら平成32年度、ここまで進めていくということですが、それぞれ具体的に何をどう改善していくか整理しながら進めていただければありがたいと思います。

○小町教育長 子どもたちは中学校サミット含めまして双方が一つの学校のような形で交流をしてくれまして、大きな成果も見えてきています。そういった子どもたちの頑張りに大人の側がどう応えるかということではないかなと思ってまして、その1つの答えがこの検討委員会の提言であると捉えさせていただきました。今後、具体的にさらにプランを深めまして、また教育委員会にお諮りしたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(2)姉妹都市・長野県大町市での小・中学校における交流に関する提言について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) 立川市立中学校使用教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について

○小町教育長 続きまして、報告(3)立川市立中学校使用教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について、を議題といたします。

小瀬指導課長、説明をお願いいたします。

○小瀬指導課長 それでは、立川市立中学校使用教科用図書（特別の教科 道徳）の採択について、ご報告いたします。

平成 30 年 7 月 23 日に、立川市立中学校教科用図書選定検討委員会委員長より報告書を受け取りましたので、本日、委員の皆様にご報告申し上げます。

資料といたしましては、立川市立中学校教科用図書選定検討委員会 検討の経緯、A4 判 1 枚のものでございます。報告書の鑑に A4 判 1 枚でございます。そして検討結果、A4 判横向きでございます。左上ステープラー止めをしたもの、そして最後に採択のスケジュールが資料でございます。

はじめに、検討の経緯について、ご説明申し上げます。

資料 1 枚目の立川市立中学校教科用図書選定検討委員会 検討の経緯をご覧ください。

平成 30 年 3 月 8 日、本教育委員会におきまして、特別の教科 道徳における立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針についてご検討いただき、決定をしていただきました。

その後 5 月 14 日に選定検討委員会への委嘱状の交付を行い、5 月 22 日から調査研究部会による調査研究を行い、6 月 12 日に調査書を提出していただきました。

その後 6 月 26 日、7 月 17 日、2 回にわたり選定検討委員会で検討を進めたところです。

検討の対象となったのが、3 対象とした教科及び発行者でございます。

続いて、検討結果について説明をいたします。

立川市立中学校教科用図書選定検討委員会 検討結果、A4 判、左上の 6 枚ステープラー止めをした資料をご覧ください。

1 枚目は、A 内容の選択、資料の新鮮度、内容のおさえ方、学習活動の多様性、個人差及び地域差への配慮等から分析、検討した結果でございます。後ほど具体例を示しながら説明したいと思います。

2 枚目は、B 構成・分量、系統性、関連性、発達段階への配慮、精粗の程度、分量という視点から分析、検討した結果でございます。

3 枚目をご覧ください。C 表記・表現から、4 枚目が D 使用上の便宜から分析した結果でございます。

5 枚目は、E その他特記事項の結果でございます。後ほど詳しくお読みいただければと考えております。

次に検討委員会で話題になった点、特徴的な所について、A 内容の選択の観点から、実際に各者、第 1 学年の教科用図書を見ながら説明してまいります。

まずお手元にある東京書籍をご覧ください。

1 年生、24、25 ページをご覧ください。1 段目に「いじめのない世界へ」(1) 小学校教室の生活場面から、いじめにあたる行為について振り返り、いじめについて共通認識を図る設定になっております。続いて 27 ページ、28 ページにかけては、いじめを傍観した観衆の立場から見つめ直す設定になっています。そして 30 ページを見ていただくと、30 ページから 34 ページにかけて、今までの 2 つの教材を踏まえ、それぞれの人物の気持ちを考えたり、状況を改善するための解決策を立てたりするなど、ステップを踏んでいじめについて考えを深められるような単元構成になっております。

次に、学校図書をご覧ください。

26 ページをご覧ください。かけがえのない命「あなたの生きようとする力」という教材文が 26、27、28、29 ページと続いております。29 ページの左端を見ていただきたいのですが、「学びに向かうために」、こういうコーナーが設定されています。見ていただけるとお分かりのように、基本発問である最初の「考えよう」でございます。次に中心発問となる 1 点目の「考えよう」、そして最後「かけがえのない命を見つめよう」という 3 段階で授業が構成され、学びが深められるよう工夫しております。

続きまして、教育出版をご覧ください。

24 ページをお開きください。不自然な独り言「思いやり」とはどのようなものだろう、という教材文が 24 ページから 26 ページまで綴っております。27 ページを見ていただきますと「やってみよう」というのがあります。ご覧いただけたらと思います、この不自然な独り言、学習したあと「やってみよう」では、バスターミナルで、お年寄りが困った様子で周りを見回しています。勇気を出して声をかけてみましょう。お年寄り役の人は困っている理由も言ってください、というようにロールプレイ、実際に演じさせる場面を設定することにより、思いやりについて深く考えられるようにしてございます。

続きまして、光村図書をご覧ください。

66 ページをご覧ください。「捨てられた悲しみはどこに捨てたらいいですか？」というポスターがございます。そして教材文、「捨てられた悲しみ」が続きます。続いて 179 ページを開けていただきたいと思います。「ハーレムの少年 1969 年」という写真と、180 ページから「撮れなかった一枚の写真」が続きます。先ほどのポスターでございました。そして次は写真です。いわゆる非連続テキストとそして教材文が出ておりました。教材文や連続テキスト、相互に比較関連付けさせることで道徳的価値を、意味理解を深めるように工夫されております。

急がせて恐縮でございますが、次に日本文教出版をご覧ください。

日本文教出版では、教材文の本編、それから別冊のノートの 2 分冊になっております。本編の 6 ページをご覧ください。困難を乗り越える力「サッカーの漫画を描きたい」という教材文が 10 ページまで続いております。おめくりいただいて、6 ページの主題例、そして 10 ページの左上のほうに「考えてみよう」、そして「自分にプラスワン」学習課程がスリーステップで構成されて学習の流れが生徒に見えるようになっております。また、10 ページの下

部分には、著者から読者へのメッセージがあり生徒へインパクトを与えるものとなっております。

続きまして、学研教育みらいの教科書をご覧ください。

10 ページをご覧ください。10 ページでは「掃除の神様が教えてくれたこと」、という教材文が 10 ページ、11、12、13、14 ページまで続いております。生徒はディズニーランドの掃除とは舞台をつくるためのエンターテナーであるということに気付いた後、15 ページのクローズアップにおいて、自分に合うのはどんな仕事か考えさせるコーナーが設定されています。また、クローズアップのほかには、深めようとか、クローズアッププラスのコーナーが設定されていて役割演技などの展開や視野を広げるための視点、関連する情報を提供してございます。

次に、廣済堂あかつきをご覧ください。

こちら教材文の本編と別冊のノートの 2 分冊となっております。本編の 86 ページをご覧ください。「美しい母の顔」という題名の教材で、90 ページまで、なかなか読みごたえのあるものでございます。最後のところでは「母の顔にあるやけど。今では私の誇りです。」とあり、最後に「私は私の母の顔を美しいと思っているのです。」と終わっています。本文から、家族の厚く深い、また広い愛情を捉えることができます。廣済堂あかつきは全体内容に深みのある教材が多く取り上げられております。

最後になります。日本教科書をご覧ください。

60 ページをご覧ください。「リョウとマキ」という作品がございます。この「リョウとマキ」という作品は、この 1 年生だけではなくて、2 年生、3 年生でも取り扱いがある三部作でございます。1 年生では First Love、2 年生では Triangle Zone、3 年生では Stand by Me というくだりからつくられております。それぞれ学年の発達段階や中学校生活、それぞれの学年の学校生活応じたもので、生徒は共感的に捉えることができる教材となっております。

調査結果については以上でございます。是非こちらの A4 判の資料をあとで丁寧に見ていただけたらと思っております。

今後の予定でございますが、A4 判資料、教科用図書採択のタイムスケジュールをご覧ください。いただけたらと思っております。

次回 8 月 9 日に開催されます第 15 回教育委員会で委員の皆様にご協議いただきまして、8 月 30 日の第 16 回教育委員会の中で採択ということでご審議をいただく予定でおります。したがって、次回の教育委員会までに各委員の皆様にはそれぞれ教科書を調査していただきまして、ご協議をいただければと思っております。

なお、市民の皆様にも教科書を見ていただくため、市政情報コーナー及び中央図書館に教科書展示をしてございます。7 月 24 日現在でございますが、市民の皆様からアンケート 30 件が寄せられております。参考資料として後ほどご用意させていただきますので、是非ご覧いただきたくお願い申し上げます。

併せて、8 月 30 日の第 16 回教育委員会においては、平成 31 年度使用立川市立小学校教科

用図書、中学校教科用図書、小中学校特別支援学級教科用図書の採択をお願いいたします。

報告は以上です。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 私のほうから、何点か質問させていただきたいと思います。

改めてこの立川市立中学校教科用図書選定検討委員会委員長の川崎先生はじめ、8名の先生方に感謝申し上げます。その上で、この採択にあたっているいろいろと研究されたわけですが、その中で、先ほど指導課長からも深く議論されてきたということですので、それを踏まえながら6点ほど質問させていただきたいと思います。

まず1点は、小学校の場合もそうですが、1冊か2分冊かということで相当議論されて、最終的には1冊ということになったわけですが、中学校の教科用図書の場合ですと、日本文教出版と廣済堂あかつきが2分冊になっていますね。そういう意味で1冊か2分冊かでの議論はどういうことがされたのか、その結果皆さんの結論としてある一定の方向が見えたのかどうか。

2点目です。小学校の道徳科の教科書は東京書籍を採択したわけですが、この小学校のほうの東京書籍との関連性は教材としてはあったのかどうか。

3点目です。道徳の教科、内容が22指導項目あるわけですが、この内容のバランス、これについてはどのような議論をされたのか。

4点目です。東京都教育委員会の非常に重視している情報モラルや現代的な課題であるいじめについて、この教材についての議論がどうなされたのか。

5点目です。これも東京都教育委員会が重視している中で、先人の伝記の扱い方について、教材についてはどのように選定検討委員会で議論されていたのか。

最後6点目です。現在、生存されている方々の教材、これについては選定する上で様々な問題点があります。後に事故を起こしたことによって教科書に使える事案も発生しているわけですが、そういう点も踏まえながらどのような議論をされたのか、そのことをお尋ねしたいと思います。

あと、廣済堂あかつきのB構成・分量のことです。この中で系統性について特段の問題はない、関連性についても特段の問題はない、このように書かれているわけですが、教材の何がどのように系統性上問題がないのか、併せて関連性として何がどのように問題がなかったのか、その辺りもお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 議論された場面もありましたし、議論されていない質問もございましたので、議論した場面の質問にお答えしていきたいと思っております。

まず1冊か2分冊か議論ございました。特に道徳のちょっと苦手の先生とか、そういう先生方は2分冊でノートを書く方がしっかりできていますので、その点は非常にいいだろう。

逆にある程度道徳を熱心にやられている先生には、思考をしばってしまう可能性もあるということで、いろいろなご意見が出ていて、一長一短があるのかと感じております。そういう論議がございました。

小学校道徳教科書との関連ということですが、お答えになるか分からないのですが、昨年度小学校、選定検討委員会がございました。立川は小中連携また今は幼保小中連携ですけども、昨年度、小学校の採択に当然中学校の教諭を入れました。じゃあ今年度は、今年度は中学校の採択でございますが、小学校の教諭を入れてございます。そして、そういう観点から系統性を捉えられるようにしております。

それから 22 指導項目の内容のバランス、さすが検定を通った教科書でございますので、非常にこの点ではバランスはとれてございました。

あと、情報モラルとか SNS、現代的な課題、生命の尊重などの本質的な課題、これは検定の条件になってございます。したがって、全者入ってございました。

それから、先人の伝記の扱いについて、これは、教材はこういうのが出ていますというのは確認し合っておりますが、それ以上深い議論はしてございませんでした。

それから、現在、生存されている方の教材、これいろいろ議論は出ませんでした。ただし、基本的には全人格というよりもその道徳的価値を捉えるための人物なので、例えばその方が後に何かあったとしても、それはまた捉え方が違ってくるのかなと思っています。これは議論をしていません。私見が入ってしまっただけで、失礼いたしました。

それから、廣済堂あかつきの「特段の問題はない」というのは、私、1 年生で例を紹介しましたが、検討委員会ではもちろん 2 年生、3 年生というのもしっかり、また 6 年生もございますので、それで隔たった発達段階的なものは、系統性でおかしなところはないということを確認しましたが、これも議論してございます。特段の問題はないということでございます。

関連性につきましても、ややこれも大きな食い違いとかということはありませんでした。

それから発達段階での配慮ということで、これも 1 年生、2 年生、3 年生、あかつきだけではありませんけれども、各者ともども非常に今回考慮された教科書が出ているというところがございます。

お答えになりましたでしょうか。以上でございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 まず 1 点目の 1 冊か 2 分冊かということで、今回の 8 者の中で 2 者が 2 分冊になっているわけですけども、先ほどの説明の中では私もよく理解しがたいと思っております。つまり、選定検討委員会の先生の中にはベテランの方もおられる、そうでない先生もおられる、そういう中でこの 2 分冊で本当に十分活用ができるのかどうか、その辺りの議論についてもう少しされていいのではないかと思います。先ほどの回答では理解はできていません。

小学校のほうの道徳科、東京書籍との関連ですけども、検討した結果どういう方向に向かっていったのか、あるいは一定の方向が見えたのかどうか、その辺りのことが先ほどの説

明では理解し難いということですね。

あと、22 指導項目の教材内容のバランスですけれども、先ほどおっしゃった中でも 22 項目、どのようにバランスよく配置されていたのか等々についても、もう少し具体的にほしかったなと思います。等々含めて、私が申し上げた 7 点の質問について、もう少し具体的に選定検討委員会の先生方が議論してほしかった、そういう感想を持っております。

○小町教育長 今、田中委員から多々ご指摘いただきました。その点に関しましては次回以降もございますので、参考にさせていただきたいと思っています。ただ、選定はあくまで選定検討委員会でございますのでここが決定機関ではございませんので、逆に言うと我々教育委員会が先ほどの 2 分冊の問題、小学校の道德の教科書との関連含めまして、次回以降意見を交わして、最終的には 1 者に絞るという作業を次回行いたいと思っておりますので、そういったところ含めてご意見をまた具体的に賜ればと考えているところでございます。

○小町教育長 ほか、ございますか。田中委員。

○田中委員 追加でお願いしたいことがあります。

今回の採択にあたって、8 月の 2 回目に採択にあたるわけですが、それまでに、先ほど小瀬指導課長から説明がございましたが、中学校教科用図書の見本展示、このアンケート結果を早目にまとまりましたらお示しいただきたい。

次に、この選定検討委員会以外にも調査研究部会の調査結果がもしあれば、お示しいただきたい。

3 点目は、これまで立川市の中学校が道德の副読本を使ってきました。それが国のみんなの道德、東京都の道德教材集、その中で立川市として平成 25 年から 30 年度まで中学校がどのような副読本を使っていたのか、それについても教えていただきたいと思います。

あと、立川市立中学校 9 校の中で「道德ノート」を活用している学校が何校ぐらいあるのか、学年、学級で異なるかと思いますが、その辺りの現状もご報告いただきたいと思います。

最後に、多摩地区 26 市あるわけですが、その中で中学校道德副読本、平成 30 年度に使用している状況もお示しいただきたい。

それらを含めながら私もしっかりと今後研究し、また議論し、採択に望みたい、そういう責務がありますので、よろしくお願いいたします。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 基本的に、申し訳ございません、教科書の選定検討委員会というのは、分析をして、そして意思決定するところではございませんので、教育長がおっしゃられたように。あくまでも、こういう点からはこうでしたというのが目的でございます。

それからアンケート報告、すぐに出したいと思えます。まだ締切が、閉じてないので、締切を閉じ次第ご提供したいなと。

調査研究会部会の調査結果の報告書、これもすぐにご用意できるかと思えます。

選定検討委員会の検討は、こちらにあるとおりでございます。

あと、多摩地区中学校の道德副読本使用結果報告、これはだいぶ時間がかかってしまうと

思います。それが一覧になって残っていませんので、全市にかけてお願いをしてお答えをいただくということなので、へたをすると8月を越えてしまう可能性がございます。それはお許しいただきたいと思っています。

それから、中学校全9校の道徳ノートの活用状況ということで、これは副読本のノートということでしょうか。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 副読本についた道徳のノートです。現在使っている副読本の教科書、それに付随した道徳ノートです。要するに教科書とセットにしている。

○小町教育長 教科書は使っていないです。

○田中委員 副読本は使っていますね。

表現を変えます。今、教科書と言いましたが副読本です。採択して決定した後は来年度から教科書と。今私が申し上げているのは、ここでは副読本についての付随した道徳ノートをどう使っていращやるのか、その現状を教えてくださいたいと思います。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 了解いたしました。ただし、道徳のノートは本市の中だけなのですぐ調べれば何とかなると思います。先ほど申し上げたように、多摩地区の使用状況、たいぶ遅れると思います。それから、平成22年から30年度の購入副読本使用結果報告ということでこれも調べてみますが、基本的にはこのときにはまだ道徳は教科化されてございませんので、各学校が副読本として、これがいいというものを選んで、合う会社のものを選ぶということで、教育委員会にこれ報告義務はございませんので、アンケートで配りますので、時間がかかってしまうということです。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今、時間がかかるもの2点ほどお話がありましたが、1つは立川市の中学校9校の副読本と連動した道徳のノート、これについて時間がかかるということと、多摩地区の中学校…。

○小瀬指導課長 いえ、9校のほうは市内ですから、すぐにできます。できないのが平成22年度から30年度の購入使用結果、これ、教育委員会に報告義務がないので、学校へ連絡をとって平成22年度から分かる範囲でいいから出してくださいとお願いをすることになります。学校はこれからだんだんお休みの時期に入ってきますので、間に合わない可能性があります。

それと、多摩地区全体の中学校の副読本、これは無理に近い可能性があります。各学校ごとに違っていますので、全市内の中学校を調べるということなので無理だと思います。

○田中委員 無理だとか、大変だということはよく分かった上で私は申し上げているんですから、そこは努力していただいて、多摩地区の現状を教えてくださいたいと。

また、立川市の副読本について、やはり市民のお金、その財源をもとにして副読本を購入しているわけですから、それは分からないじゃなくて、しっかりと調べいただいてご報告いただきたい、そういうことでございます。

○小町教育長 小瀬指導課長。

○小瀬指導課長 はい、頑張ってやります。できる範囲でお許しいただきたいと思います。

ただし、副読本は公費で買う場合と、要するに、これからは違いますが今までは学校で教材費として使って、そしてプールしておく、置いておく、そしてその使い回しの場合もあります。学校によっては、保護者負担の場合は1年使ってお返しするという形になってございます。それが各学校、市、区市町村によって、これからは違いますがそういう状況でした。

○小町教育長 いずれにいたしましても、きょうご指摘いただいた資料に関しましては揃えさせていただいて、揃える状況の中で、時間的な制約の中で欠けるものもあることであろうかと思いますが、ご指摘いただいた部分をトライしていただきたいと思います。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)立川市立中学校使用教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について、の報告及び質疑を終了いたします。

先ほどございましたとおり、8月の15回、16回の教育委員会の中で審議、採択をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○小町教育長 次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

◎閉会の辞

○小町教育長 次回の日程を確認いたします。次回、平成30年第15回立川市教育委員会定例会は平成30年8月9日、午後1時半から302会議室で開催いたします。

これをもって、平成30年第14回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時36分

署名委員

.....

教 育 長